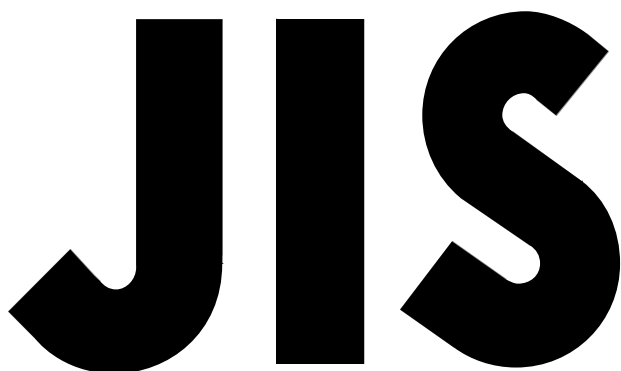




液状農薬散布者が使用する 防護服の性能要求事項

JIS T 8126 : 2014

(JSAA/JSA)

平成 26 年 5 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 労働安全用具技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	神 山 宣 彦	東洋大学
(委員)	岩 本 佐 利	一般社団法人日本電機工業会
	小 野 真理子	独立行政法人労働安全衛生総合研究所
	後 藤 恭 助	公益財団法人日本防災協会
	小 山 純 二	産業用ガス検知警報器工業会
	杉 本 まさ子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	早 田 敦	電気事業連合会
	谷 澤 和 彦	一般社団法人日本ヘルメット工業会
	利 岡 和 範	日本安全靴工業会
	根 岸 公一郎	株式会社千代田テクノル
	野 原 由樹子	日本防護服研究会
	松 村 不二夫	公益社団法人日本保安用品協会
	本 山 建 雄	公益社団法人産業安全技術協会
	森 川 淳 子	東京工業大学
	山 田 比路史	日本呼吸用保護具工業会
	山 本 直 之	山本光学株式会社
	吉 澤 道 夫	独立行政法人日本原子力研究開発機構
	由 野 友 規	建設業労働災害防止協会

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：平成 26.5.25

官 報 公 示：平成 26.5.26

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：労働安全用具技術専門委員会 (委員長 神山 宣彦)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部化学物質対策課環境改善室 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 分類及び性能要求事項	5
5 防護服材料試験	6
5.1 試験片の準備及び洗濯による前処理	6
5.2 材料の耐液体浸透性	7
5.3 材料の加圧下における耐液体浸透性	8
5.4 材料の耐透過性	8
5.5 材料の引張強さ	8
5.6 材料の引裂強さ	9
6 縫合部試験	9
6.1 洗濯による前処理	9
6.2 縫合部の耐液体浸透性	9
6.3 縫合部の加圧下における耐液体浸透性	10
6.4 縫合部の耐透過性	10
6.5 縫合部強さ	11
7 防護服完成品試験	11
7.1 洗濯による前処理	11
7.2 実用性能	11
7.3 耐液体浸透性	12
7.4 人間工学	12
8 表示及び製造業者による製品情報	12
8.1 表示	12
8.2 取扱説明書	13
8.3 製品技術情報	13
附属書 A (規定) 実用性能試験	14
附属書 B (参考) アトマイザー試験の概要	15
参考文献	16
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	17
解 説	23

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

液状農薬散布者が使用する防護服の性能要求事項

Protective clothing—Performance requirements for protective clothing worn by operators applying liquid pesticides

序文

この規格は、2011 年に第 1 版として発行された **ISO 27065** を基とし、使用上の利便性を考慮し技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、水で希釈した液状農薬の散布者が着用する防護服の最低限の性能、分類及び表示についての要求事項を規定する。

この規格は、液状農薬に対する身体防護を目的として着用する防護服（例えば、シャツ、ジャケット、ズボン、続服、スプレー密閉形防護服、ミスト密閉形防護服など）及びエプロン、アームカバーなどの附属品を対象とする。

頭部及び手足の防護装備（例えば、帽子、ヘルメット、保護めがね、マスク、手袋、ブーツなど）には適用しない。

この規格は、くん（煙）蒸剤、高揮発性液状農薬及び殺生物剤に対する防護服には適用しない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 27065:2011, Protective clothing—Performance requirements for protective clothing worn by operators applying liquid pesticides (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS L 0217 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法

注記 対応国際規格：**ISO 3758**, Textiles—Care labelling code using symbols (NEQ)

JIS L 1093 繊維製品の縫目強さ試験方法

注記 対応国際規格：**ISO 13935-2**, Textiles—Seam tensile properties of fabrics and made-up textile articles—Part 2: Determination of maximum force to seam rupture using the grab method (MOD)

JIS L 1096 織物及び編物の生地試験方法